

沖縄県の警戒レベルについて

1 県判断指標の状況

	県判断指標の項目	令和3年12月17日 (レベル見直し適用時)		令和4年1月3日時点		備考
		数値	警戒レベル	数値	警戒レベル	
1	新規陽性者数(人口10万人当たり)	1.82人	レベル1	25.79人	レベル3A	レベル3B :100人以上
2	病床使用率(国基準)	1.4%	レベル1	17.9%	レベル1	レベル2 :20%超
3	重症者用病床使用率(国基準)	0.0%	レベル0	11.7%	レベル1	レベル2 :20%超

2 参考指標の状況

	項目	令和3年12月17日	令和4年1月3日
1	重症者用病床使用率(県基準)	0.0%	0.0%
2	療養者数	33人	457人
3	感染経路不明な症例の割合(直近1週間平均)	37.0%	58.2%
4	新規PCR検査の陽性率(直近1週間平均)	0.6%	3.4%
5	入院率(入院中/療養者数)	27.3%	25.4%
6	前週比(直近1週間の陽性者数 前週/今週)	1.2倍	2.9倍
7	予測ツール(3週間後予測病床/即応病床数)	—	940/648

3 医療提供体制の状況

- (1) コロナ対応の病床使用率(国基準)は、令和3年12月17日は1.4%、令和4年1月3日には**17.9%**と上昇している。
- (2) コロナ対応の重症者用病床使用率(国基準)についても、令和3年12月17日は0.0%、令和4年1月3日には**11.7%**と上昇している。
- (3) 陽性者増加に伴い、各地区で医療フェーズを引き上げ(令和3年12月31日)
フェーズ5：北部、フェーズ4：中部・南部・那覇：、フェーズ3A：宮古・八重山

4 感染状況

- (1) 新規陽性者数
人口10万人当たり新規陽性者数は、令和3年12月17日(オミクロン株初確認時)は1.82人、令和4年1月3日には**25.79**人となっている。また、直近1週間新規陽性者数は前週比**2.9**倍と感染の急拡大がみられる。
- (2) 飲食関係の新規陽性者数
感染拡大の端緒となる飲食関係の陽性者数は、12月13日の週は1人、12月20日の週は18人、12月27日の週は**32**人と増加している。
- (3) オミクロン株の状況
国立感染症研究所 実地疫学調査支援チームによると、直近5日間(令和3年12月30日時点)でオミクロン株が疑われる症例の占める割合は15%から97%に上昇している。

5 まとめ

- (1) 警戒レベル判断指標「①人口10万人当たりの新規陽性者数」は警戒レベル「3A」段階にあり、「②病床使用率(国基準)」および「③重症者用病床使用率(国基準)」もレベル2に迫っている。
また、「予測ツール」において、3週間後の必要病床数は**940**床となっており、県の即応病床数648床を上回り、警戒を要する状況である。さらに年末年始における幅広い世代の交流等による感染の拡がりも懸念されることから、これ以上の感染拡大を防ぐため、警戒レベルを「**レベル2**」に引き上げる。

感染抑制のための沖縄県対処方針(警戒レベル2)

基本的な
考え方

新型コロナウイルスの感染拡大抑制に向け、人と人の接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

【感染の再拡大を抑制するための対策】

現況

- 新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、沖縄本島の中北部から感染が全県に広がっています。
- 昨年同時期に、年始の親族間交流や成人式後の宴会等による接触機会の増加による第3波のピークが発生しました。
- 現在の感染再拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

県の方針及び取り組み

- 感染の再拡大を抑制するため、県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- 引き続き感染拡大の兆候がある地域に対し注意喚起等を行う。
 - ① 特に警戒が必要な地域を、各市又は保健所単位で特に注意を要する地域として迅速に発信する。
(目安:市・保健所単位人口10万人あたり25人超(週))
 - ② 急拡大の恐れがあるときに、更なる強い措置を講じる
(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)かつ前週比1.3超)
- 季節的な行事に対する注意喚起を行う。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出を控え、外出や移動の際には、できるだけ家族や普段行動を共にしている仲間と行動すること
- マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策を行い行動すること
- 県外との往来について、感染が拡大している地域(新規陽性者人口10万人あたり25人以上)への往来は慎重に検討すること。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
また、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること
- 離島への往来については、来島自粛を求めている場合があるため、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること。体調不良の際は中止または延期を検討すること。また、ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査の受検を推奨。
- 模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密をさけ・2時間以内で開催すること。

基本的な感染防止対策に関する要請

- 感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと
 - ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
 - ◆ 大人数での会食を実施する場合は、ワクチン接種完了者又は検査陰性者で行うこと
 - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
 - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
 - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
 - 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※ 不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※ 4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ <u>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</u>• 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気• 発熱その他の症状のある者の入場の禁止• 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知• 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:感染防止対策認証店がワクチン検査・パッケージ制度を適用した場合)</u> <p>(* <u>結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします</u>)</p>

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
 - 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと)
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
 - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
 - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
 - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
 - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場を含む)
 - ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- 利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

福祉施設への要請

- 職員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- モニタリング検査へ積極的に参加すること
- ワクチン接種の勧奨すること(1・2回目及び3回目を含む)

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- 保育所等では、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。
- ワクチン接種を推進する。特に医療従事者、高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種に取り組む。
- 成人式等の年始の行事の開催にあたっては、参加者に事前のPCR検査の受検を勧めること、あるいは臨時の検査ブースの設置など抗原検査キットを活用した感染対策の徹底すること、及び体調不良者は参加を厳に控えることを呼びかける。感染の急拡大が見られる地域については、式典やその前後の懇親会の延期や中止を検討すること。

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 部活動は、感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

年末年始の行事に対する注意喚起

① 帰省について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了又は来訪前のPCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 帰省前10日間は健康チェックを行い、体調不良時は帰省延期を検討ください。
- ◆ 沖縄到着後に体調不良時は、県コールセンター(098-866-2129)へ問合せし外出はお控えください。
- ◆ 帰省者と懇親する方も事前にワクチン接種の完了をお願いします。

② 新年会などの会食について

- ◆ 会食の頻度を減らし(特に連日の会食)、**4人以下2時間以内としてください。**
- ◆ 感染対策が行われている「感染防止対策認証店」を選択してください。
- ◆ できるだけワクチン接種完了者又は検査陰性者で実施をお願いします。

③ 成人式について

- ◆ 事前にワクチン接種の完了**又は**PCR等検査で陰性確認をお願いします。
- ◆ 式典参加にあたっては、マスク着用など基本的な感染防止対策を遵守してください。
- ◆ 式典前後の懇親会は、**4人以下2時間以内とし深夜までの飲酒等を避けてください。**
感染の急拡大がみられる地域では、延期・中止の検討をお願いします。

⚠️ コロナ感染拡大注意報 ⚠️

県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**（人口10万人あたり25人超）にあります。

	10万人あたり 新規感染者数	前週比
〇〇市	□人	×
△△保健所管内	□人	×

上記に該当する市町村におかれましては、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

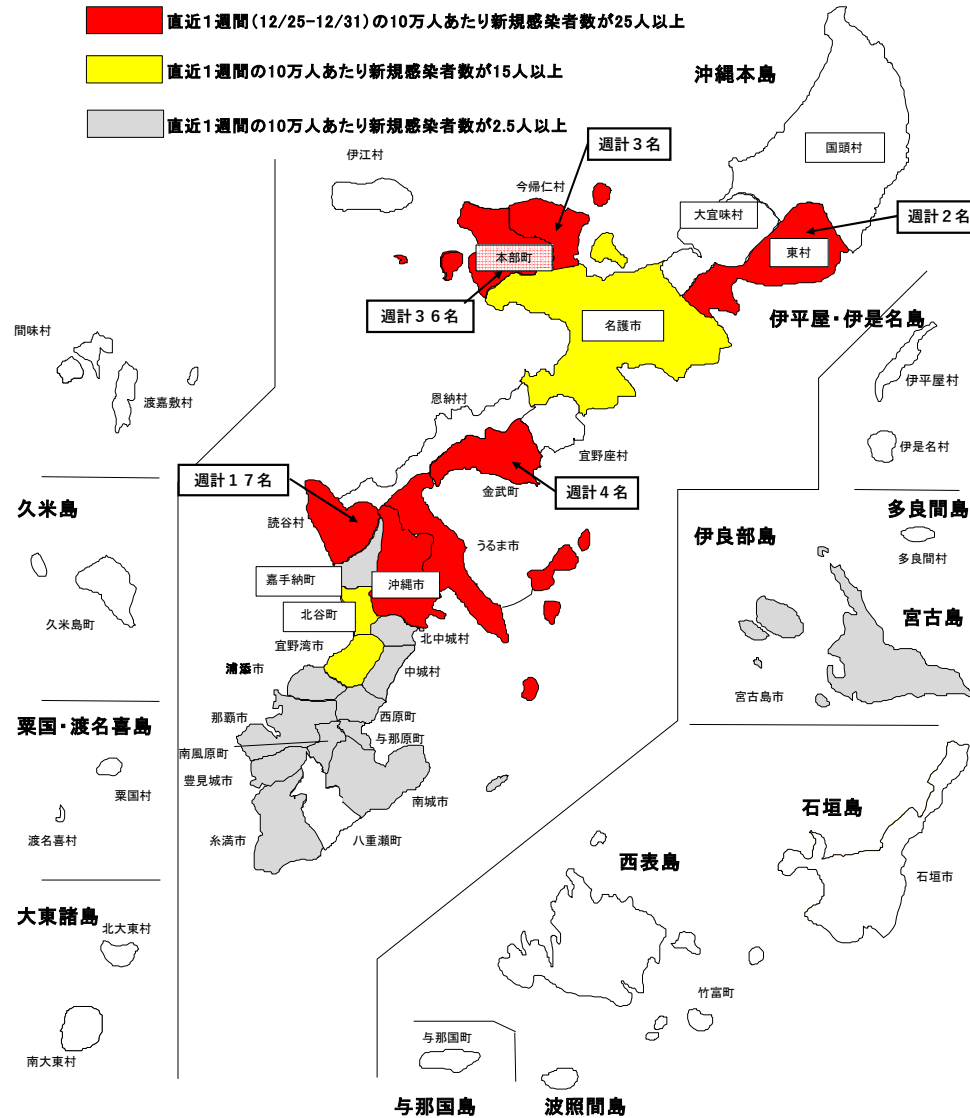
- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控え、4人以下2時間以内で実施
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



市町村別感染状況マップ(1月1日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

- 直近1週間(12/25-12/31)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上



季節の行事でのお願いごと ～帰省編～



帰省の際は**ワクチン接種の完了**又は**来訪前の検査**で陰性確認をお願いします。

迎える側も**ワクチン接種**をお願いします。

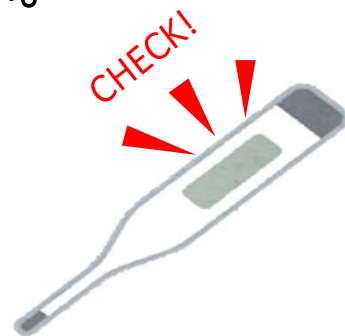


帰る側も

迎える側も



帰省前**10日間**は**健康チェック**を行い、**体調不良**時は**帰省延期**を検討ください。



県内到着後、**体調不良**の際は**県コールセンター**へ**問い合わせ**を。**外出**はお控えください。



↓ コロナかな?と思ったらこちらまで ↓

沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター: **098-866-2129**

季節の行事でのお願いごと ～新年会などの会食編～

会食の頻度を減らし
(特に連日の会食)、
4人以下2時間以内
としてください。



感染防止対策認証店を
ご利用ください。
認証店の検索はこちら↓



飲食店の求める
感染防止対策に
協力してください。
※大声を出さない、
会話時のマスク着用など。



季節の行事でのお願いごと ～成人式編～

事前にワクチン接種完了
又はPCR等検査の受検を
お願いします。



式典中も、マスク着用など
基本的な感染防止対策を。



懇親会は、4人以下2時間以内とし深夜までの飲酒は避けてください。



【商工労働部 資料1】

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

県は、ワクチン接種・検査陰性証明の活用のため、業界団体等と連携し、ガイドラインを策定し、試行運用を行っている。国が示したワクチン検査パッケージ制度は、主に感染拡大時の行動制限を緩和するものとなっていることから、ガイドラインをインセンティブ型と行動制限緩和型の双方で利用可能なものとしてとりまとめた。

ワクチン接種検査陰性証明プロジェクトチーム会議

- 第1回 令和3年9月9日（木）庁内プロジェクトチーム設置、情報共有
- 第2回 令和3年9月24日（金）「考え方」「ガイドライン」叩き台に対する意見交換
- 第3回 令和3年10月27日（水）具体的な運用方法や課題に関する意見交換
- 第4回 令和3年11月10日（水）国のワクチンパッケージ制度、PCR検査無料化等
- 第5回 令和3年11月24日（水）国の制度に関する課題等の意見交換
- 第6回 令和3年12月10日（金）「本ガイドライン案」について書面により意見照会

ワクチン接種検査陰性証明ワーキンググループ会議

- 第1回 令和3年9月13日（月）求められる活用事例、活用に当たっての留意事項確認
- 第2回 令和3年9月28日（月）「考え方」「ガイドライン」叩き台に対する意見交換
- 第3回 令和3年10月29日（水）民間における活用事例、運用方法や課題の意見交換

経済再生出口戦略専門部会

- 第1回 令和3年9月8日（水）ワクチン接種証明活用等の概要、WGへの協力依頼
- 第2回 令和3年11月26日（金）「本ガイドライン案」について意見交換

新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済対策関係団体会議

- 第15回 令和3年9月25日（土）「考え方」「ガイドライン」今後のスケジュール
- 第16回 令和3年10月20日（水）「民間活用の事例」「活用にあたって必要な対策」等
- 第17回 令和3年12月20日（月）「本ガイドライン案」について意見交換

庁内意見照会

- 令和3年10月1日（金）素案（インセンティブ型）について全部局意見照会
- 令和3年12月12日（金）ガイドライン（案）について全部局意見照会

コロナ対策本部会議

令和3年10月7日（木）素案（インセンティブ型）について審議・公表

コロナ対策本部会議にて審議

議題：ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

同ガイドラインの公表

【商工労働部 資料1-2】

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部（R4.1.4）

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について①

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについては、感染防止と経済活動の両立に向け、「飲食」、「イベント」、「県間・離島間移動」等の各場面において、社会防衛の観点からリスクが低いことを示すワクチン接種・検査陰性証明（以下「接種証明等」）の活用指針を示すもの。

基本的留意事項

- (1)接種証明等の活用の前提として、基本的な感染防止対策の徹底が必要である。
- (2)国の「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」及び「沖縄県対処方針」における要請等の範囲内で活用。
- (3)予防接種法において、「ワクチン接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、接種は個人の任意であることから、ワクチン接種の有無又は接種証明等の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- (4)病気等の理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、代替手段としてPCR検査等の検査結果証明等の代替案を確保することが重要。
- (5)政府及び県による行動制限の緩和と関係なく、民間事業者等が提供するサービス等において、接種証明書等を活用することは、原則として自由であり特段の制限を設けない。
 - ・旅館業法など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようとする。
 - ・公共的サービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多く、より一層の慎重さが求められる。

感染状況に応じた活用

【感染収束時の運用】（インセンティブ型）

民間事業者や施設設置者が自社の提供するサービス等について、利用者の接種証明等を活用することは自由である。

「沖縄県ワクチン接種検査陰性証明活用ガイドライン」等を遵守し、インセンティブ（サービス）付与や、安全安心確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用を奨励する。

【感染拡大時の運用】（行動制限緩和型）

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において「ワクチン・検査パッケージ」適用により、基本的対処方針に基づいて県が要請する行動制限（人数制限、イベント収容人数、移動等）を緩和する。

また、感染拡大時においてワクチン・検査パッケージを遵守する形で、インセンティブを付与することも差し支えない。

行動制限緩和

インセンティブ型

平時
(Lv0～Lv1)

行動制限等の要請無し
(時短要請なし、イベント等人数制限なし、県外への移動制限なし)

県のワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン

【インセンティブ】

- ・飲食店等でのサービス付与
- ・イベント等での専用レーン等による優先入場
- ・県対処方針に準拠し、安全・安心の確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用

※おきなわ彩発見キャンペーンにおける利用条件等

感染拡大区域
(県独自措置検討・実施)
(Lv2)

国のワクチン・検査パッケージの対象

【飲食店】認証店において、人数制限緩和
※同一グループ・同一テーブル原則4人以内、但しパッケージ適用により5人以上も可

【飲食店】認証店において、人数制限緩和

【イベント】感染防止安全計画策定の上、措置等における収容人数の制限緩和

【移動】都道府県をまたぐ移動等について、自粛要請の対象に含めない

【カラオケ】認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店について、緊急事態措置区域において全員の証明書等を確認する

基本的対処方針等に基づいて県が要請する行動制限や、国の制度等の範囲内で、接種証明等を活用することでインセンティブ付与

感染拡大区域
(緊急事態措置区域、重点措置地域、県独自措置)
(Lv2～Lv4)

国の「ワクチン・検査パッケージ制度」について

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを導入する。

定義・要件

- (1)飲食店やイベント主催者等の事業者が、利用者の接種歴等を確認することにより、緊急事態宣言等において課される様々な行動制限を緩和する。
- (2)行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、ワクチン検査パッケージを適用する旨を都道府県に登録する。
- (3)利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。どちらか一方しか選択できないとすることは「ワクチン・検査パッケージ」に該当せず、行動制限緩和の適用対象外。
- (4)検査については、事業者が事前検査か当日検査のいずれか、又は両方を選択できる。

行動制限緩和の具体的内容					利用条件
飲食	カラオケ	イベント	移動	その他	ツアー・宿泊
第三者認証制度の適用時業者における利用者の人数制限を緩和し、 <u>制限なしとする。</u>	飲食を主としないカラオケ店については、第三者認証制度を準用し、 <u>緊急事態措置域において、来店者全員の接種歴等を確認する。</u>	「感染防止安全計画」を策定し、都道府県の確認を受けた <u>イベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。</u>	都道府県をまたぐ <u>移動について、自粛要請の対象に含めないこととする。</u>	◇学校行事（修学旅行等）は、移動の制限の対象外。	◇観光庁施策等において、 <u>旅行業者や宿泊事業者がツアー及び宿泊サービスを提供する際の利用条件とする。</u>

※ただし、仮に感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断でパッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認内容について①

1. ワクチン接種歴

- (1) 予防接種済証等（接種証明書、接種記録書を含む）により、「利用者が2回接種完了」、「2回目接種から14日以上経過」を確認する。 予防接種済証等は画像等の確認でも可。 また、身分証等により本人確認必要。
- (2) 電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた時日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等も可。
- (3) 外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチン（ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ）であり、以下の全ての事項が日本語又は英語で表記されているものに限り可とする。（氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数）
- (4) 有効期限は当面定めない。（今後の3回目の接種状況を踏まえ検討）
- (5) 国のデジタル化（電子版）は12月20日受付開始予定。スマートフォン専用アプリから申請・取得し表示可能となる。

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時） 見本

接種券				予約のみ					
接種	2	ワクチン接種	1	回目	接種	1	予約のみ	1	回目
請求先	〇〇県〇〇市			123456	請求先	〇〇県〇〇市			123456
番 号		1234567890			番 号		1234567890		
氏 名		厚生 太郎			氏 名		厚生 太郎		
QRコード (18桁)				QRコード (18桁)					
接種	2	ワクチン接種	2	回目	接種	1	予約のみ	2	回目
請求先	〇〇県〇〇市			123456	請求先	〇〇県〇〇市			123456
番 号		1234567890			番 号		1234567890		
氏 名		厚生 太郎			氏 名		厚生 太郎		
QRコード (18桁)				QRコード (18桁)					

接種を受ける方へ
●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

身分証明書等と併せ本人確認

接種証明書（電子版）の活用ポイント ※マイナンバーカードが必要



Point 1 目視確認

紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point 2 二次元コード読み取り

スマホ等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能
二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認内容について②

2. 検査結果

(1) 検査結果については、PCR検査等（LAMP法等、抗原定量検査を含む）が推奨される。

(2) 抗原定性検査については、事前にPCR検査等を受検することが出来ない場合も対応する観点から利用可能とする。

(3) 未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。（6歳以上～12歳未満の児童については検査結果の陰性の確認が必要）

PCR検査等の確認

(1) 医療機関又は衛生検査所等が発行した検査結果通知書により、検査結果が陰性であることを確認する。

(2) 検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

抗原定性検査の確認

(1) 事業者は、検査実施者が発行する検査通知書により、検査結果が陰性であることを確認する。

(2) 検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

(3) 事業者は、陽性判明した利用者については、医療機関等を紹介するなどして受診につながるよう、必ず促す。

検査結果通知書

・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

検体採取日^{※1} 2021年〇月〇日

検査結果 陽性 ・ 陽性 ・ 判定不能

有効期限^{※2} 2021年〇月〇日

検査方法 PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体 鼻拭 ・ 鼻拭ぬぐい液 ・ 鼻明ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名（又は検査所名） 〇〇 〇〇

検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】

医療機関を受診してください。
 〇〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 03-XXXX-XXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

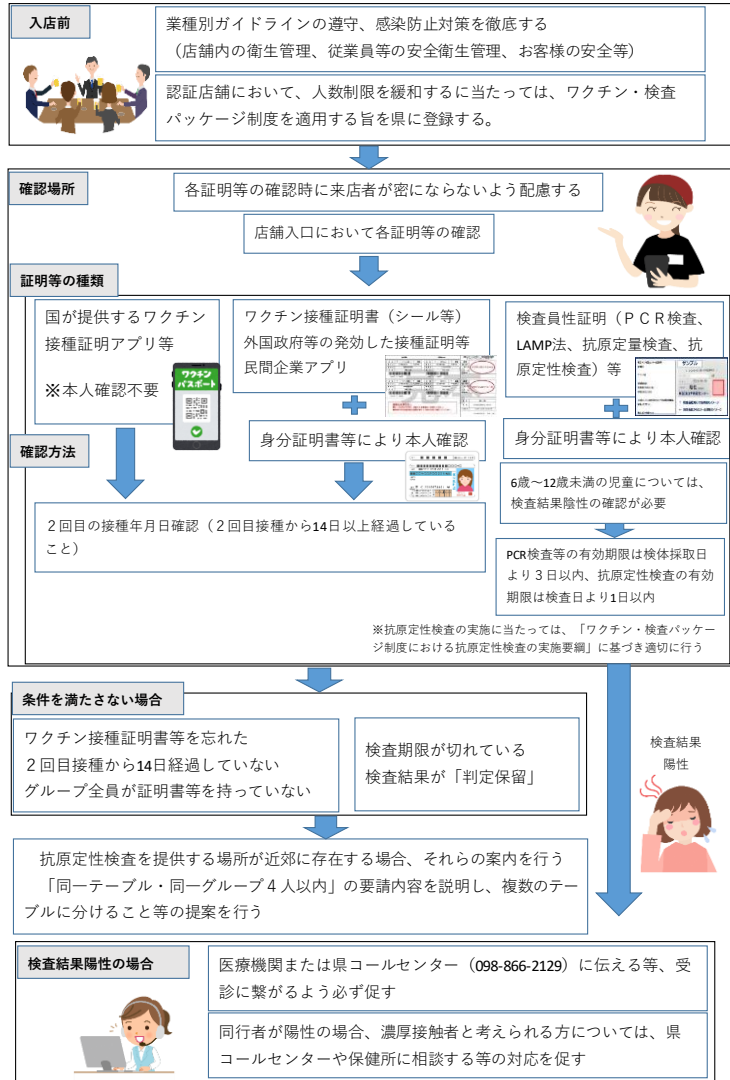
有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認方法

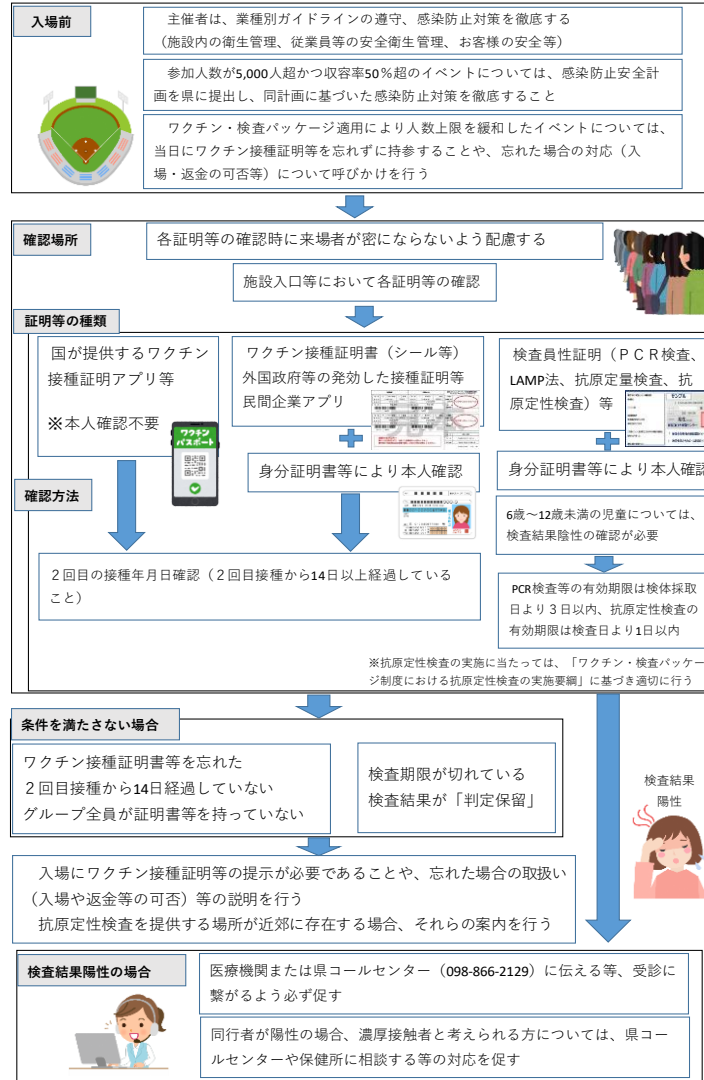
飲食、イベント、移動（ツアー、宿泊等）における、ワクチン接種証明等の確認方法をフロー図で整理

【飲食等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



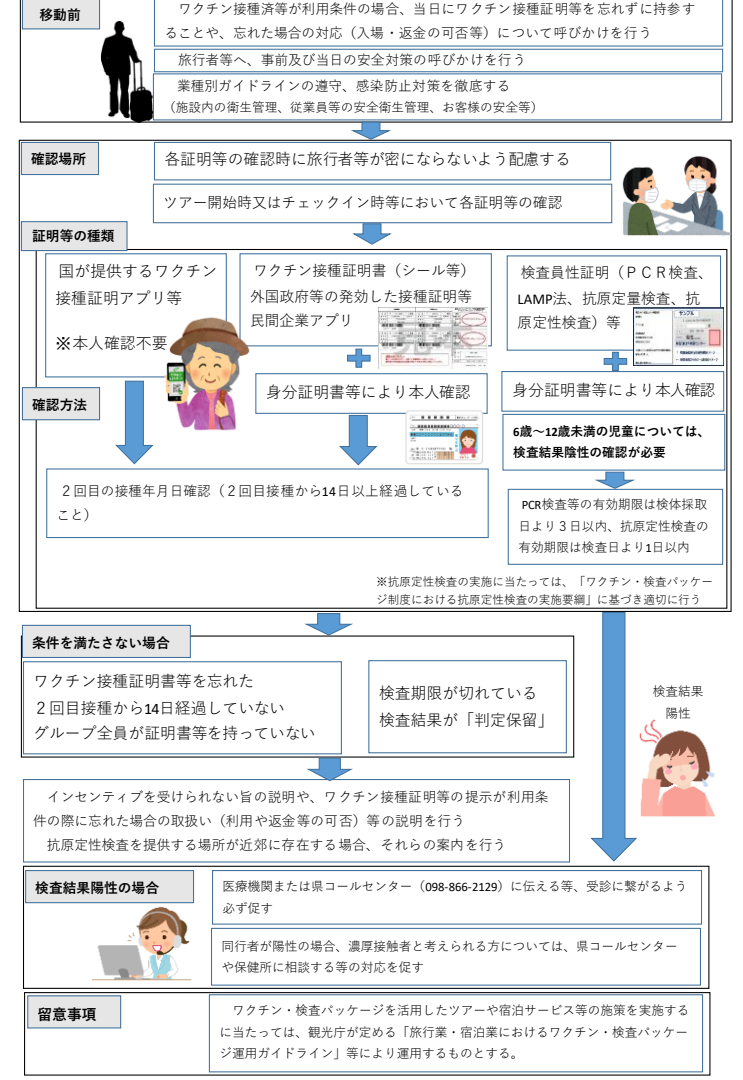
※ガイドラインP23

【イベント等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



※ガイドラインP28

【ツアー、宿泊等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



※ガイドラインP33

ワクチン接種歴・検査陰性証明の種類

紙、デジタル、海外政府の証明書等を例示することで、現場での混乱を回避するよう整理

【予防接種済証】

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時） 見本

身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

【接種記録書】

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者等の方へ
○ 上記の接種記録は、2回目の接種完了後発行されますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。（発行まで時間を要する場合があります。）
○ 渡米し、市町村から届かない接種済証は、発行していただく必要はありません。
○ 2回目の接種時に、接種券付き接種券と接種記録書をご持参ください。

新型コロナウイルスに関する相談先
○ ワクチン接種後に、接種に異常があるとき
■ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
○ 接種記録は、接種記録書に関するお問い合わせ先
■ 市町村の市民生活課
新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

【ワクチン接種証明書（電子版）】

接種証明書（電子版）-日本国内用証明書

初期状態

各項目表示時

QRコード上部の現在時刻を確認 ※リアルタイム表示によりスクリーンショットの偽造防止

接種回数 2回

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

【外国政府等の発効した接種証明書の例】

(1) 米国CDCが発行するCDCカード

(2) 英国NHSで発行されるワクチン接種証明書

【国内用、海外用の接種証明書（紙）】（各市町村の窓口で申請）

日本国内用
接種証明書

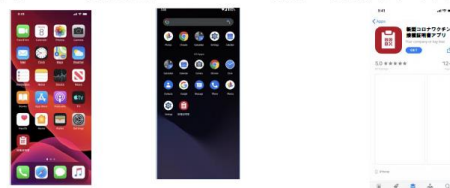
海外用及び日本国内用
接種証明書

身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

接種証明書（電子版）の取得方法

○接種証明書（電子版）の発行に必要なもの
【スマートフォン】（iOS13.7以降もしくはAndroidOS8.0以降）（専用アプリのダウンロード）



【マイナンバーカード】

【券面事項入力補助用暗証番号】
(4桁)

マイナンバーカード - 日本国内用・海外用
券面事項入力補助用暗証番号 - 日本国内用・海外用

(3) EUデジタルコロナワクチン接種証明書（フランス）

(4) シンガポールで発行されるワクチンレポート

※外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において使用可能とするワクチンは、「ファイザー」「アストラゼネカ」「モデルナ」とする。（内閣官房事務連絡 令和3年11月19日）

※従来の海外用に加えて、主に日本国内での利用を想定した国内用の接種証明書も申請可能

※ガイドラインP34

※ガイドラインP35

※ガイドラインP38

ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインQ&A

ガイドライン公表後においても、問合せの多い項目等については、別途Q&Aとして随時更新予定

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン Q&A

(令和3年12月●日 時点)

1. ワクチン・検査パッケージについて、学校は対象となるか。

(答) 学校等の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用しないこととします。

※ 学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。

※ 大学等における教育研究活動一般については適用しないが、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動への「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用等については文部科学省において別に定める。

※ 修学旅行は、学校教育活動の一環であるため、適用外となる。

※ 高校体育連盟などが主催する大会への参加も適用外となる。

2. ワクチン・検査パッケージについて、ツアーや個人旅行は対象となるか。

(答) 人の移動については、基本的に個人に対する自粛の解除であるため、事業者がワクチン接種歴や検査結果を確認することを県として求めるものではない。

なお、民間において、ワクチン・検査パッケージを活用して旅行商品等を造成することは自由となっております。

3. 身分証明書の限定はあるか。

(答) 運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でも可能です。

4. なぜ身分証明まで行うのか。

(答) 本人確認機能の無いアプリや検査陰性証明においては、本人確認を行う事で、なりすましを防止することとしています。

※ガイドラインP39～

5. 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。

(答) 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可能です。

6. 現在、ワクチン接種できない12歳未満の児童においても、行動制限の緩和する場合、検査陰性証明を求める理由は

(答) 子どもについても、陽性者による他者への感染力があることが示されており、検査の陰性を確認することが必要としています。

※ 但し未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。

7. 感染が拡大しても接種証明等を活用してよいのか

(答) 感染再拡大により医療提供体制が逼迫する場合や、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域の移行により、接種証明等の活用を制限することもあります。

8. 軽度の発熱程度であれば、ワクチン接種証明等を示し、飲食店やイベント等へ行ってよいのか。

(答) 接種証明等は、基本的な感染対策を実施したうえで活用することを想定しているため、体調が優れない場合の行動については、自粛いただくこととなります。

9. ワクチン・検査パッケージにおいて、登録飲食店は、接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないということか。

(答) 登録飲食店においても、同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認をする必要はありません。

10. 飲食店に5人以上で来店した際の、ワクチン接種証明等の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)
行動制限緩和型と同様な取扱い、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)
ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能。
確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

.....
の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)
行動制限緩和型と同様な取扱い、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)
ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能です。
確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

12. 飲食店やイベントでは必ずワクチン接種歴や検査陰性証明を活用しなければならないのか。

(答) 飲食店やイベント等全てにワクチン接種・検査陰性証明の活用を義務づけるものではない。行動制限緩和型の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ都道府県に登録していただくこととなります。インセンティブ型としての活用は、原則、事業者の自由となっております。

13. 人数制限を緩和する場合、イベントや飲食店においては、緩和する部分のみ、ワクチン接種歴又は検査結果を確認すれば良いのか、それとも入店者・入場者全員のものを確認するのか。

(答) 飲食店で同一テーブル5人以上で利用する場合には、当該5人以上全員のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。
イベントについては、「ワクチン・検査パッケージ制度」により緩和される部分(上限人数を超えて追加可能となる入場者数分)について、入場者のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。